

三島市

Mishima City

---

おくやみ  
ハンドブック

---

## ご遺族の方へ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。ご遺族様におかれましては、今後、相続をはじめ保険や年金などの申請や届出に関するさまざまな手続きが必要となることと存じます。それらを少しでもわかりやすくご案内する「おくやみハンドブック」を作成しましたので、どうぞご活用ください。故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

三島市役所 055 - 983 - 2602 (市民課直通)

### 事前準備について

三島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

#### STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

#### STEP 2 委任状について

相続人が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

#### STEP 3 おくやみコーナーの予約 (☎ 055-983-2602)

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

#### STEP 4 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

#### STEP 5 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、三島市役所へお越しく下さい。



## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳**（相続人代表及び喪主）

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書をお持ちください。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**

※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- 介護保険被保険者証**（65歳以上の方または40歳～64歳で要介護認定を受けていた方）
- 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証など**（該当の方のみ）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、重度心身障害児・者医療費助成金受給者証**（該当の方のみ）
- 基礎年金番号が記載されているもの**（年金証書または年金手帳）

※書類などに不足があった場合は、状況にあわせてご案内します。

### 本人確認書類について

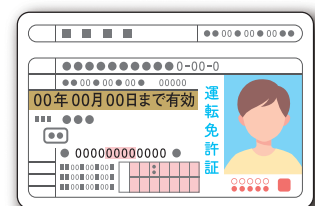
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、基礎年金番号を明らかにできる書類（年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書など）、学生証など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## おくやみコーナーのご案内

三島市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

※三島市に住民登録をされていた方が対象です。

### おくやみコーナーでできること

#### ●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1か所で完了することができます。※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

#### ●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



#### ●専用ブースで安心して相談できます

利用時間

①午前 10 時 30 分～ ②午後 1 時 30 分～ ③午後 3 時～

### 予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

#### ●電子申請

- ①右のQRコードを読み込んで、おくやみコーナー予約受付にアクセス
  - ②画面の指示にしたがって申請してください。
- ※三島市公式 LINE メニューからも予約できます。



#### ●電話予約

(利用希望日の3開庁日前までにご連絡ください。)

電話番号：**055-983-2602**

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝休日・年末年始を除く）

### 三島市おくやみコーナー

場 所：三島市役所本館1階 市民課内

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (31 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	
	(33 ページ参照)	
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (34 ページ参照)</li> </ul>
10か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (33 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (34 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

三島市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を亡くされて大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡届提出後、死亡の事実が戸籍に反映されるまでには一定の期間を要します。本籍地が三島市外の場合は、さらに時間がかかりますのでご承知おきください。

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	<input type="checkbox"/>	厚生年金・共済年金・企業年金に加入していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.13
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税が課税されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.16
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	4輪の軽自動車を所有していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	普通自動車・バイク(125cc超)を所有していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.18

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	重度障害児・者医療費の助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	障害児通所サービスを利用していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）を利用していた	P.23
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証を交付されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金・分担金を納付中であった	
その他	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	河川用地または水路用地を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	
	<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用している	P.28

## 1. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続き カード返却の必要なし

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、他の手続きで必要になることがありますので、お手元に保管しておいてください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 055-983-2602

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 055-983-2602



## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険証	保険年金課 国保係 ☎ 055-983-2604

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	保険年金課 国保係 ☎ 055-983-2604

#### 手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に相続人代表指定届を提出することで申請ができます。	高額療養費支給該当月の 翌月から2年間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の高額療養費支給申請書	保険年金課 国保係 ☎ 055-983-2604

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き④ 保険証の書き換え（世帯主が変わった場合）

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられたときは、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合、保険証の書き換えが必要となります。	14日以内
	手続き可能な人
	同じ世帯の方 ※別世帯の方は委任状が必要
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）	保険年金課 国保係 ☎ 055-983-2604

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き① 保険証・各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）	保険年金課 高齢者医療係 ☎ 055-983-2710

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。</p> <p>※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険組合か後期高齢者医療からの葬祭費の支給を選択することができます。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者（喪主） ※喪主以外の場合は委任状が必要</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 葬祭執行者の預金通帳など（口座が確認できるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）</p>	<p>保険年金課 高齢者医療係 ☎ 055-983-2710</p>

### 手続き③ 相続人代表指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p><b>【高額療養費申請用】</b> （静岡県後期高齢者医療広域連合長 宛）</p> <p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。</p> <p><b>【保険料還付申請用】</b> （三島市長 宛 ※介護保険料兼用）</p> <p>被保険者が亡くなり、保険料の再計算により保険料が還付されることがあります。還付となった場合には、還付申請ができます。</p>	<p>2年間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人等（法定相続人、遺言書により相続を受け人、遺言執行者、相続財産管理人など。複数人いる場合はその代表者）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）</p>	<p>保険年金課 高齢者医療係 ☎ 055-983-2710</p>

### 3. 年金に関する手続き

#### 厚生年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<p>最寄りの日本年金機構の年金事務所で、持ち物の確認も合わせてお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の被扶養者(国民年金第3号被保険者)であったことのある方も該当になります。</li> <li>・全国の年金事務所で受付が可能です。</li> </ul> <p>※年金事務所でのご相談・お手続きの際は、ご予約をお願いします。            予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890            平日 8:30~17:15</p>	<p>お問い合わせください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>お問い合わせください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
—	<p>日本年金機構            三島年金事務所            ☎ 055-973-1166</p>

#### 共済年金・企業年金などに加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入中の場合は勤務先などの年金担当の方にお問い合わせください。</li> <li>・年金受給中の場合は、年金支給ハガキなどに記載されている連絡先にお問い合わせください。</li> </ul>	—
	<p>手続き可能な人</p> <p>—</p>
必要なもの	問い合わせ先
—	—

## 国民年金に加入または受給していた

### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
担当課までお問い合わせください。 どのような手続きがあるか、お調べしてお伝えします。	14日以内
	手続き可能な人
	生計同一の三親等以内のご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡届の写し等	保険年金課 国民年金係 ☎ 055-983-2606

## 農業者年金を受給していた

### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写しまたは除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 055-983-2674

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 市税の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付 期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	市税収納課 ☎ 055-983-2629

#### 手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替(自動払込)制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	市税収納課 ☎ 055-983-2628

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 市民税が課税されていた

### 手続き 相続人代表者指定(変更)届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定(変更)届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定(変更)届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されませんので、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出をお願いします。なお、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出をお願いします。</p>	<p>相当な期間(概ね3か月)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類</p> <p>法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど</p> <p>指定相続人の場合：遺言書の写しなど</p>	<p>課税課 市民税係</p> <p>☎ 055-983-2626</p>

MEMO



## 4. 税金に関する手続き

### 国民健康保険税が課税されていた

#### 手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されませんので、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出をお願いします。なお、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出をお願いします。</p>	<p>相当な期間（概ね 3 か月）</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p> <p>法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど</p>	<p>課税課 市民税係 ☎ 055-983-2626</p>

#### MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



## 固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

### 手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、課税課資産税係への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。なお、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。</p>	<p>相続が発生した年内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p>原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p>遺言書の写しなど</p>	<p>課税課 資産税係</p> <p>☎ 055-983-2627</p> <p>管轄の法務局</p> <p>静岡地方法務局沼津支局</p> <p>☎ 055-923-1201</p>

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	課税課 庶務係 ☎ 055-983-2625

#### 手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	課税課 庶務係 ☎ 055-983-2625

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き① 被保険者資格の喪失届出と証書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者資格の喪失届出の様式は、介護保険課窓口及び市のホームページにあります。 介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付されていた場合は返却してください。	約2週間以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（該当者のみ）	介護保険課 ☎ 055-983-2607

#### 手続き② 介護保険書類送付先変更申請書

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に介護保険料や介護給付に関するお手紙を送付する場合がございます。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先変更をされていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ書類送付先変更申請書を郵送でお送りします。	約2週間以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
—	介護保険課 ☎ 055-983-2607

MEMO



## 特別児童扶養手当を受給していた

### 【保護者が亡くなられた場合】

#### 手続き 特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。受給者変更の手続きが後日、必要になります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 対象児童の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 055-983-2612

### 【児童が亡くなられた場合】

#### 手続き 特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	障がい福祉課 ☎ 055-983-2612

MEMO

## 6. 障がい福祉に関する手続き

### 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

#### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 ☎ 055-983-2612

### 重度障害児・者医療費の助成を受けていた

#### 手続き 重度障害児・者医療費助成金受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人代表者指定届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害児・者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害児・者医療費助成金受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座のわかるもの及び認印	障がい福祉課 ☎ 055-983-2612

MEMO

## 障害児通所サービスを利用していた

### 手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の氏名が記載されている通所受給者証	障がい福祉課 ☎ 055-983-2691

## 障害福祉サービスを利用していた

### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 055-983-2691

MEMO

## 6. 障がい福祉に関する手続き

### 地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）を利用していた

#### 手続き 地域生活支援事業受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業のサービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援事業受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援事業受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の氏名が記載されている地域生活支援事業受給者証	障がい福祉課 ☎ 055-983-2691

MEMO



## 7. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>【受給予定者の場合】</b> <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者
	問い合わせ先
	こども未来課 ☎ 055-983-2712

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 055-983-2712

## 7. 子どもに関する手続き

### 子ども医療費受給者証を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給者証を交付されていた児童が亡くなった場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 055-983-2712

### ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた方が亡くなった場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 055-983-2712

## 8. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。※電話手続き また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）のうち、メータを設置されていない世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動届をお送りします。	死亡の事実が判明した 時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が 望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 水量認定基準異動届出書 (井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯のうち、メータを設置されていない世帯に限る)	上下水道料金 お客様センター ☎ 055-983-2828

### 下水道事業受益者負担金・分担金を納付中であつた

#### 手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金・分担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があつた 14日以内
	手続き可能な人 親族または同居者が 望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者変更届出書	下水道課 ☎ 055-983-2662

## 9. その他の手続き

### 道路を占有していた

#### 手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
担当課までお問い合わせください	土木課 ☎ 055-983-2636

### 河川用地または水路用地を占有していた

#### 手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。 占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
担当課までお問い合わせください	土木課 ☎ 055-983-2636

### 市営住宅に住んでいた

#### 手続き 市営住宅明渡届出書などの提出

手続き詳細	期 限
市営住宅の入居者（名義人、同居人いずれも）が亡くなられた場合は、手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 同居人、相続人代表者、連帯保証人、成年後見人など
必要なもの	問い合わせ先
担当課までお問い合わせください。	住宅政策課 ☎ 055-983-2639

## 市営墓地を使用している

### 手続き① 三島墓園等（埋蔵）

手続き詳細	期 限
埋蔵先が三島墓園、栄町共同墓地の場合、事前の届出が必要となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。	埋蔵前
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死体埋火葬許可証 <input type="checkbox"/> 墓所使用承認証（三島墓園の場合のみ）	みどりと水のまちづくり課 ☎ 055-983-2643

### 手続き② 三島墓園等（承継）※死亡者が使用者の場合

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が三島墓園、栄町共同墓地の使用者の場合、承継の届出が必要となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 承継者の住民票（本籍地記載のもの） <input type="checkbox"/> 墓所使用承認証（三島墓園の場合のみ） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、同意書等 ※詳しくは担当課までお問い合わせください。	みどりと水のまちづくり課 ☎ 055-983-2643

MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
葬祭費の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、葬祭費の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【手続き先】</b> お近くの年金事務所</p> <p><b>【必要なもの】</b> 請求手続きには、戸籍謄本、死亡診断書の写し、個人番号がわかる資料などが必要となります。 必要なものは、状況により異なりますので、事前にお近くの年金事務所(三島年金事務所 ☎ 055-973-1166)や、ねんきんダイヤル(☎ 0570-05-1165)にお問い合わせください。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。  三島税務署 ☎ 055-987-6711
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	三島警察署 ☎ 055-981-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター(保健 所)へお問い合わせくだ さい。	東部健康福祉センター (東部保健所) ☎ 055-920-2076
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店



該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 三島税務署 ☎ 055-987-6711
4輪の軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所 ☎ 050-3816-1778
普通自動車・バイク(125cc超)を所有していた	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車など	中部運輸局静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	静岡地方法務局沼津支局 ☎ 055-923-1201
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社  ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出て取得します。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

## 相続した土地や家の登記が義務化されます

- ◎不動産の相続登記申請が義務化されると、相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行わなければなりません。
- ◎令和6年4月1日より前に開始した相続も義務化の対象であり、令和9年3月31日までに登記申請をすることが義務となります。
- ◎正当な理由なく期間内に手続きを行わないと、10万円以下の過料の対象となります。

MEMO

## 相続に関する専門家の相談について

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合が多くあります。  
以下の無料相談をご利用ください。

### ○ 相続全般に関する相談～弁護士による相談～

名 称	場 所	実施日	問合せ先
市民法律相談（弁護士） 【予約制】 20分、1案件1回	市役所本庁舎1階 市民生活相談センター	原則、毎月第1火曜日、 第2水曜日、第3木曜日、 最終水曜日 10:00～16:00	市民生活相談センター ☎ 055-983-2621
県民相談（弁護士） 【予約制】 30分、1年度1回	東部県民生活センター	お問い合わせください	東部県民生活センター ☎ 055-951-8205
ホームローヤー ダイヤル（弁護士） （無料電話相談） 20分、年3回	—	原則、三島市民は、 毎月第1、第3木曜日 13:30～15:30	専用ダイヤル ☎ 055-928-7178

### ○ 相続登記・遺産分割協議書作成などに関する相談～司法書士による相談～

名 称	場 所	実施日	問合せ先
相続・登記相談 （司法書士） 【予約制】 20分、1案件1回	市役所本庁舎1階 市民生活相談センター	原則、毎月第1・3水曜日 13:00～16:00	市民生活相談センター ☎ 055-983-2621
県民相談（司法書士） 【予約制】 30分、1年度1回	東部県民生活センター	お問い合わせください	東部県民生活センター ☎ 055-951-8205
司法書士総合相談 【予約制】	三島商工会議所	原則、毎週火曜日 14:00～17:00	司法書士総合相談 センターしずおか ☎ 054-289-3700
司法書士総合相談 （無料電話相談）	—	原則、月曜日～金曜日 14:00～17:00	司法書士総合相談 センターしずおか ☎ 054-289-3704

MEMO

.....

.....

.....

## ○相続税に関する相談

名称	場所	実施日	問合せ先
相続税に関する相談 【予約制】	—	お問い合わせください	三島税務署 ☎ 055-987-6711
税務相談 【予約制】	—	原則、毎月第2・3水曜日 13:00～15:00	東海税理士会三島支部 ☎ 055-972-1668

## ○空き家に関する相談

名称	場所	実施日	問合せ先
空き家に関する相談	市役所本庁舎 西館2階 住宅政策課	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	住宅政策課 建築指導係 ☎ 055-983-2644

## ○福祉相談

名称	場所	実施日	問合せ先
相談窓口	—	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	三島市社会福祉協議会 ☎ 055-972-3221

## ○大切な人を自死(自殺)で亡くされた方へ

名称	場所	実施日	問合せ先
すみれ相談	静岡県精神保健福祉 センター (第1水曜日) または 各健康福祉センター (第3水曜日)	原則、第1・3水曜日 13:00～16:00 (予約制・匿名可)	静岡県 精神保健福祉センター ☎ 054-286-9245
東部わかちあい すみれの会	ぬまづ健康福祉プラザ 2階中会議室	原則、第3土曜日 13:30～15:30 (申込不要)	静岡県 精神保健福祉センター ☎ 054-286-9245

※なお、本ハンドブックに掲載していない手続きや相談などもありますので、あらかじめご了承ください。

MEMO

# 家系図 (3親等内の親族)

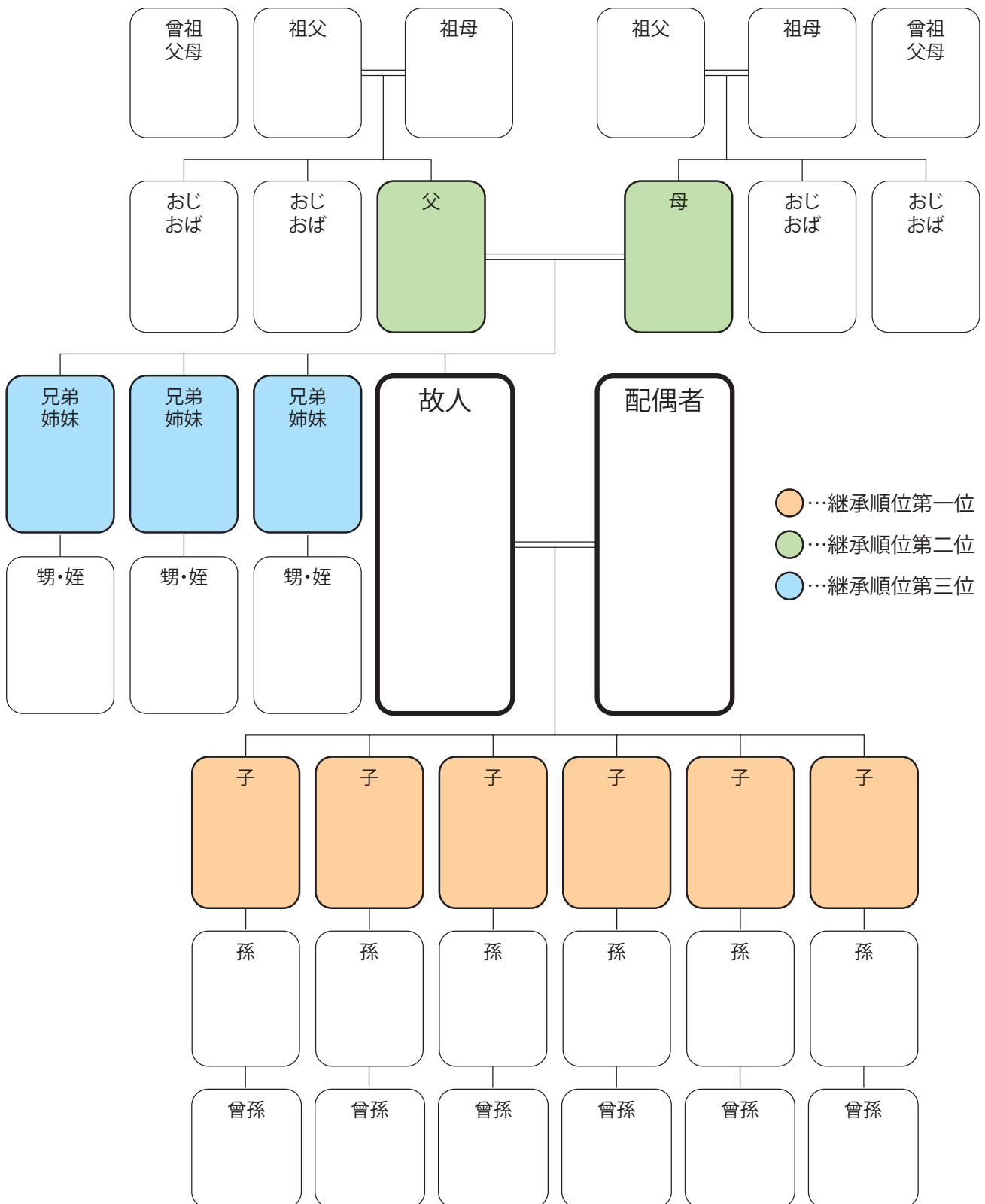
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

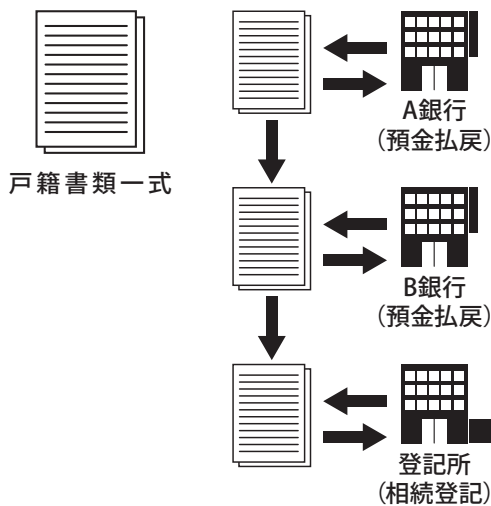
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

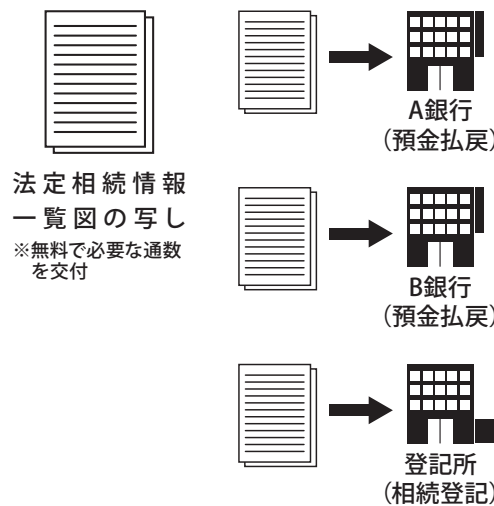
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)



# 委任状

## 代理人

住所 \_\_\_\_\_  
(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 委任者

住所 \_\_\_\_\_  
(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(宛先)三島市長

※委任者本人がすべて記入してください。

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

発行 三島市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2024年6月